

確定申告Q&A

Q? 申告は、どんな人がしなくてはいけないうのですか？

A! 次の方は申告が必要で
す。

【所得税の申告が必要な方】

農業や自営業など事業をしている方、不動産を貸して収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成18年中の所得合計額が、基礎控除額や配偶者控除額などの控除合計額より多い方
平成18年中の給与収入が2,000万円を超える方
2か所以上から給与を受けている方
給与以外の所得が20万円を超える方
給与所得があり、年末調整を受けなかった方

【市県民税の申告が必要な方】

自営業の方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方
給与以外の所得がある方（所得税と違い、給与以外の所得が20万円以下でも申告が必要です）
所得税の申告をした方や給与所得のみの方で年末調整が済んでいる方は、市県民税の申告は必要ありません。

Q? 私は年金収入だけですが、昨年まで市役所の申告記載会場で確定申告書を税務課職員に作成してもらっていましたが、今年は作成してもらえないのですか。

A! 今年から自分で申告の手引きなどを参考に申告書を作成していただくようお願いいたします。申告記載会場では、職員が申告書の作成に関するアドバイスをを行います。

A! 今年から自分で申告の手引きなどを参考に申告書を作成していただくようお願いいたします。申告記載会場では、職員が申告書の作成に関するアドバイスをを行います。

申告書の作成・記入の仕方を覚えていただければ、次の申告から自宅で作成し、郵送で提出できます。



Q? 私は給料のほかに農業所得があり、毎年市役所の会場で確定申告をしましたが、今年はこの会場で申告をすればよいのですか。

A! 給与や年金所得以外の方は、磐田税務署申告記載会場「磐田市文化振興センター」で申告してください。

A! 方は、磐田税務署申告記載会場「磐田市文化振興センター」で申告してください。

すべて記入してある申告書の提出は、市内申告記載会場でもできます。

Q? 所得がなくても申告の必要はありますか。

A! 所得がない方でも市県民税の申告をしましょう。市県民税や国民健康保険税の算定基礎資料になります。平成18年中に所得がなかった方も、「所得がなかったこと」を申告することにより、国民健康保険税の軽減措置を受けられることがあります（郵送可）。

市県民税申告書提出先
〒437-8666
袋井市役所税務課市民税係

確定申告書の控えに 受付印が必要な方

市内の申告記載会場では、提出された確定申告書の控えに、受付印を押すことができます。

受付印が必要な方は、磐田市文化振興センターまたは、磐田税務署に申告書を提出してください。

詳しくは、磐田税務署にお問い合わせください。

問い合わせ先
磐田税務署

☎326111

医療費控除の申告について

高額療養費の申請を先に済ませましょう

高額療養費支給の対象になる方は、事前に高額療養費の申請を行ってください。

国民健康保険に加入している方は、市役所1階市民課国保年金係または、支所1階市民サービス課窓口係で申請の際、領収書を確認して原本をお返しします。

平成18年12月診療分が高額療養費に当てはまる方には、2月下旬に市民課国保年金係から申請書を郵送します。

社会保険に加入している方は、勤務先で高額療養費の申請手続きを行ってください。

領収書を確認しましょう

介護サービスや施設を利用した方は、領収書を発行した病院や施設などで医療費控除に該当する金額を確認しておきましょう。

領収書を集計しましょう

医療費控除の申告をする方は、あらかじめ医療費の領収書を集計し、明細書を作成しておきましょう。

明細書に必要な事項を記入したら、領収書を明細書にはるか、封筒に入れ、申告書と一緒に提出してください。申告の際に提出するのは、領収書の原本です。領収書が必要な方は、あらかじめコピーをとっておきましょう。

明細書は、市役所2階税務課市民税係または、支所1階市民サービス課窓口係で配布しています。パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」各種様式（明細書・計算明細書等）から用紙の印刷ができます。

申告記載会場にご注意ください

<市内申告記載会場一覧表>

日	会場
2月16日(金)	市役所3階301会議室
	浅羽会館2階2号会議室
19日(月)	市役所3階301会議室
	浅羽会館2階2号会議室
20日(火)	市役所3階301会議室
	浅羽西公民館
21日(水)	市役所3階301会議室
	浅羽西公民館
22日(木)	市役所3階301会議室
	袋井南公民館
	浅羽南公民館
23日(金)	市役所3階301会議室
	三川公民館
	浅羽南公民館
26日(月)	市役所3階301会議室
	浅羽東公民館
27日(火)	市役所3階301会議室
	山梨公民館(月見の里学遊館1階) 浅羽東公民館
28日(水)	市役所3階301会議室
	山梨公民館(月見の里学遊館1階)
	笠原公民館
3月1日(木)	市役所3階301会議室
	浅羽会館2階2号会議室
2日(金)	市役所3階301会議室
	山梨公民館(月見の里学遊館1階)
	浅羽会館2階2号会議室
3月5日(月)~ 3月15日(木) (土・日曜日は除く)	市役所3階301会議室 浅羽会館2階2号会議室

受付時間

午前の部...午前9時~11時

午後の部...午後1時~3時30分

受付番号札は配布しません。

会場が混雑した場合、入場制限をする場合がありますので、ご了承ください。

・市内申告記載会場は、市県民税申告と給与、年金(株式の配当、住宅借入金等特別控除の申告をする方を除く)の確定申告書を自分で記入する方の会場です。

・営業、農業、不動産、譲渡所得(株・先物・土地建物の売却)や株式の配当、住宅借入金等特別控除、青色申告、消費税、贈与税の申告をする方は、磐田市文化振興センターで申告してください。

本紙1月15日号折り込みカレンダーの日程に誤りがありました。
お詫びして訂正します。

国民年金・国民年金基金を納めている方

平成17年分の確定申告から、社会保険料控除証明書が必要になりました。証明書については、社会保険事務所へお問い合わせください。
お問い合わせの際は、住所・氏名・生年月日・基礎年

金番号が必要です。
社会保険料控除専用ダイヤル
☎ 0570 009911
一般電話回線専用
☎ 045 3261840
IP電話回線専用
☎ 045 3261840



<磐田税務署申告記載会場「磐田市文化振興センター」>

日 2月16日(金)~3月15日(木)

受付時間 午前9時~午後5時

医療費控除などの還付申告をする方は、2月6日(火)から「磐田市文化振興センター」で受け付けます。

④ いきいき長寿課介護保険係
☎ 44 3152
福祉課福祉係 ☎ 23 9213
初めて、おむつ代の医療費控除の申告をする方は、医師に「おむつ使用証明書」の交付を受けて、申告してください。

詳しくは、市役所1階いきいき長寿課介護保険係、支所1階福祉課福祉係へお問い合わせください。
④ おむつ代の医療費控除確認書
次のすべてに当てはまる方に市役所や支所で申告に使う確認書を発行します。
対象 おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方 平成18年中に作成した介護保険主治医意見書の日常生活自立度が「B1」「B2」「C1」「C2」のいずれかで、尿失禁の可能性がある方(「介護保険被保険者証」に記入されている「認定の有効期間」が平成17年1月から2年間の方は平成17年中に作成した意見書)

障害者控除対象者認定書
身体障害者手帳を持っていない65歳以上の方で「6か月以上寝たきり」または「認知症」であると介護保険主治医意見書で確認できる方に認定書を発行します。
詳しくは、市役所1階いきいき長寿課長寿福祉係へお問い合わせください。
④ いきいき長寿課長寿福祉係
☎ 44 3121

